

第五部

國第二十八回 參議院大藏委員會會議錄

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)午後一時三十六分開会

本日委員大矢正君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

秀
賛

河野 謙三君

- 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣送付・予備審査)
- 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣送付・予備審査)
- たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河野謙三君) これより委員会を開きます。
まず、委員の異動がありましたので御報告いたします。
本日付をもつて、委員大矢正君が辞任され、その補欠として山下義信君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) ます、相続税法の一部を改正する法律案 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案 する法律案 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 道路整備特別会計法案

○政府委員(白井勇君) ただいま議題
たばこ専究法の一部を改正する法律
案以上いすれも予備審査の六議案を使
宜一括議題として政府より提案理由の
説明を聴取いたします。

理由を御説明申し上げます。

最初に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

相続税については、現行の課税方式によれば、遺産の分割の状況により税率がしく税負担が異なり、農家、中小企業等一般に遺産の分割が困難な相続の場合にその負担が相対的に重くなりがちであること、税務執行の面で、遺産分割の状況の確認が困難なためときに税務執行の行き過ぎが見られるとともに、中には遺産分割を仮装する事例も見受けられること等の欠陥が指摘されており、また、現行の相続税の負担がなお重く、特に中小財産階層においてかなり重いものとなっていること等の現状からつとめその根本的再検討が要望されていましたのであります。

政府は、昨年来この問題を取り上げ、税制特別調査会にも諮って慎重な検討を行なった結果、その改正案を立案した次第でありますが、今回の改正法案は、相続税について現行の遺産取得税体系を維持しつつ、遺産の総額と法定相続人の数とにより相続人の納付する相続税の総額が決定されるような制度とするとともに、相続税の基礎控除額を大幅に引き上げ、中小財産階層に適用される税率を緩和してその負担の軽減をはかる等相続税制度の合理化と中々に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、相続税の課税方式を改めることであります。すなわち現行の相続税は、各相続人のそれぞれの取得財産につき五十万円を基礎控除した後の課税額に、価格に対して累進税率を適用して計算することとなつており、遺産の分割の状況によって、税負担が著しく異なることがあります。では、遺産の総額から一定の基礎控除を行なった後の価額を法定相続人が民法の相続分に従つて相続するものとした場合の相続税の額を計算し、これを各相続人の実際の取得財産の価額に応じて配分して各人の相続税額を計算する方式を採用することとしており、これによつて、現行の遺產取得税の特徴を生かしつつこれまで指摘されたような遺産の分割の状況によつて税負担が著しく異なる欠陥を是正しようとしているわけであります。

第二は、相続税の基礎控除を大幅に引き上げてさきに述べた相続税の総額を計算する場合に百五十万円に法定相続人一人につき三十万円を加算した金額を基礎控除することとしていることであります。現行の相続税は、遺産を取得した人ごとに五十万円を控除して課税することとしているため、農家、中小企業等遺産の分割が困難な相続の場合には、比較的少額の遺産についても相続税が課税されることとなつておりますが、今回の改正案によれば、このような問題もほとんど解消される見込みであり、これによつて相続税の課税額を見込み人負は、現行の約五万五千人

に対して約一万五千人と大幅に減少する見込みであります。

第三は、相続税の税率についてその累進度を緩和したことであります。これにより相続税の負担は、さきに述べた課税方式の改正及び基礎控除の引上げと相待つて特に中小財産階層の相続税の負担が大幅に軽減されることとなるのであります。

第四は、配偶者控除及び未成年者控除について改正を行なったことであります。すなわち、現行法では、これら の控除は、それぞれ課税価格から控除する方式をとっているのを税額控除の方式に改めるとともに、配偶者控除については、一定の限度を設け、この控除が高額財産階層にとって著しく有利な制度とならないように配意し、また、未成年者控除については、特に中 小財産階層においてその控除の利益が大きくなるよう引き上げることとし

に対して約一万五千人と大幅に減少する見込みであります。

第三は、相続税の税率についてその累進度を緩和したことであります。これにより相続税の負担は、さきに述べた課税方式の改正及び基礎控除の引上げと相待つて特に中小財産階層の相続税の負担が大幅に軽減されることとなるのであります。

第四は、配偶者控除及び未死者控除について改正を行なったことであります。すなわち、現行法では、これらはの控除は、それぞれ課税価格から控除する方式をとっているのを税額控除の方式に改めるとともに、配偶者控除については、一定の限度を設け、この控除が高額財産階層にとって著しく有利な制度とならないように配意し、また、未成年者控除については、特に中小財産階層においてその控除の利益が大きくなるように引き上げることとしております。

なお、現行の制度が財産の分割の状況により税負担が異なるため改正前後の負担を正確に比較することは困難であります。が、通常の財産相続の形態において見ますと、現行法では遺産百万円の場合は約三万五千円、二百万円の場合は約十二万円、三百万円の場合は法で約五十三万円、約一%であるのが改正案では約二十万円、約4%の負担と、また遺産一千万円の場合は、現となり、遺産五百万円の場合は、現行法では約百四十六万円、約1.5%で

て、それを伺つておきたいと思います。國がやはりこういう一部改正をやられて新しい端数計算方法をとられれば、やはり一つの標準になるのじやないかと思いますが、それについて民間の方の実情をちょっと伺つておきたいと思います。

○説明員(小熊孝次君) 民間におきまつところの端数計算の処理の問題でございますが、特に金融機関等におきましては、実はすでにただいま御説明いたしましたような方法が事実上とらえているわけであります。と申しますのは、二十八年に出来たところの小額通貨整理法というものは当分の間これが通用を停止するということになりますして、その結果、全国銀行協会連合会等から市中銀行の端数取扱方針といふものを申し合せといたしまして各銀行に通知をいたしまして、そうしてその取扱いを徹底させておりまして、今度の改正案とはほぼ同じような方針で処理されているわけであります。なお、今までの端数計算が五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は切り上げ、こういう方針をとつておりますした関係上、國の、政府關係機関の代理貸しをしておりますところの金融機関におきましては、一般の金融業務といたしましては、これは端数切り捨てといふ方針でござりますし、それから國の代理業務としてやつております業務につきましては、この國庫出納金等端数計算法の適用があります。むしろ國の方の改正が若干おくれることで相当不便を感じておつたようなお話を聞いておりますが、この際、こういうように改正することによつてしまして、そのやり方が統一される、

こういうことになると思うのでござります。

○栗山良夫君 これは要するに何ですか、事務能率の増進を直接の目標としておられるわけですか。

○説明員(小熊孝次君) 仰せの通りでござります。

○栗山良夫君 ただいま金融機関の方の大体実情はお伺いいたしましたが、さらにもう一つ突き込んで、非常に国民の生活に広く行きわたっている金銭授受の事例といたしましては、たとえば水道料金であるとか、あるいは電気料金であるとか、ガス料金であると

か、あるいは生命保険の月掛けであるとか、いろいろなものがあります。こ

れは利息計算も入れて、そういうものは切り捨てか切り上げかということは、だいぶ問題がありましょが、一応政

府でこういう新しい方法をとられればやはりこれに準じていくと考えてよろしいか、あるいはそいつた面まで今の金融機関と同じような工合に処理されているのか、その点をお伺いいたします。

○説明員(小熊孝次君) ただいまお話をございましたガス料金であるとか、水道料金その他國民生活に密接な関係のある部面でござりますが、その端数計算方法は、地方公共團体にも適用がございますので、今度の改正が行われますれば、当然一円未満切り捨てといふことになるわけであります。それから

その他の生命保険料であるとか、そういうふうな問題でござりますが、これに

つきましたが、當然一円未満切り捨てといふことになります。それから

おつしやいますよう、そういう思想

を持っていますので、その辺まあ一円未満切り捨てのほかに、先ほど申し上げましたように、今度債権債務の上昇で處理する——これは内部経理の問題でござりますけれども、会計事務を處理されている方につきましては、円未満まで一応算出いたしましてそのことは非常に繁雑でありますので、その点も合せて改正いたしまして、そぞして事務の能率化をはかる、このよう考へた次第であります。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑ございませんか。

○左藤義詮君 小学校でこども銀行と

いうものが非常に貯蓄奨励をやって成績を上げておるのですが、貯蓄といふものは、零細な一銭半錢といえども、大

切にするといふような、そういう精神教育の面から、これを切り捨てるといふことがあります。

○左藤義詮君 こういう措置がデノミ

ネーションといますが、というより

し上げましたように、この法律が、むろそろそういう政策的な問題と申します

なことに一步近づいていく、そういう意味ではないですか。

○説明員(小熊孝次君) たゞいまも申して事務の能率化、あるいは簡素化をはかりうるという趣旨でござりますので、

おつしやいますように、ちりも積れば山となると、こういう考え方は非常に必要なことでござりますが、一方におきましても、むろそろそういう政策的な問題と申します

なことは、むしろ現実の姿に合せます

よりは、むしろ現実の姿はございません。

○説明員(小熊孝次君) 確かに先生の

おつしやいますように、ちりも積れば山

となると、こういう考え方は非常に必要なことでござりますが、一方におきましても、むろそろそういう政策的な問題と申します

なことは、むしろ現実の姿はございません。

○説明員(小熊孝次君) 現行の制度に

別の問題として十分価値があるといふふうにわれわれは考えております。

簡素化の見地から、受け入れ金にしても、支払い金にしても、これを一円未満は切り捨てるといふこと、こういう措置を講じただけでござりますので、

従来に対して事務能率の簡素化という見地以外には実質的な差異はない。このように考えます。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑がなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(河野謙三君) 次に、たゞこの専充法の一部を改正する法律案を議題

正する法律案につきましては、先般政

府の責任者である大蔵大臣と質疑応答

をいたしまして、今後の取扱いについて質疑を行います。

○平林副君 たゞこの専充法の一部を改

正する法律案につきましては、先般政

府の責任者である大蔵大臣と質疑応答

をいたしまして、今後の取扱いについて質疑を行います。

○説明員(小熊孝次君) たゞいまも申して事務の能率化、あるいは簡素化をは

かりうるという趣旨でござりますので、

おつしやいますように、ちりも積れば山

となると、こういう考え方は非常に必要なことでござりますが、一方におきましても、むろそろそういう政策的な問題と申します

なことは、むしろ現実の姿はございません。

○説明員(小熊孝次君) 現行の制度に

げることで、現実の支払い、それから受け入れは一円になつておるわけですが、今回これを事務の用語として、今回、政府はたゞこの値段を定める場合に「生産費及び物価その他の経済事情を参考して、耕作者が適正な対価を得ることができるよう」に定めなければならぬ、こう提案をされておりますが、この点について私どもが前に結論を出しました「再

生産を確保する」という言葉と「適正な対価を得ることができるよう」云々

といふ言葉との違いは、法律用語としては一体どういう変化があるだらう

か。先般御説明があつたときは、米や

する」という表現が使われているけれども、たばこは若干その主要産物と違うから適当ではないというお話しがありました。しかし実際上の問題として、たばこの値段は、この法律用語によつてどういうふうに変化するのかといふことがむしろ問題になるのではないかといだらうか。「再生産を確保する」という言葉と「適正な対価」という言葉では、実際問題、収納価格において政府は今後どういうような考慮を払わなければならぬのか。これはなかなか検討しなければならぬことだと思いますから、実際問題としてどうなるだらうというよくな御見解をまず聞いておきたいと思うのです。

それが考へ得る取扱価格決定方式としての現状においては、これが政府は妥当だと考へるので、その方式を採用したわけであります。今後すぐ変えるかと聞いて御質問に対し、われわれの方ではありますから、今後当分は変えるつもりはございません、ということを衆議院の大蔵委員会でもたびたび御答弁申しあげております。そういうふうな意味で、われわれの今後の葉タバコの納価格の算定方式につきまして、昨年われわれが研究しました結果を当分続けていきたいと思つておりますので、そうしたこの価格算定方式をすなおに法文に表わしますといふと、ここに書いてござりますように、「生産費及び物価その他の経済事情を参考して耕作者が適正な対価を得ることができるように定める」といったよな意味であるように定めます。そこで政府としましては、この「適正な対価」という言葉によって現在採用しておりますところの価格算定方式を変えるつもりはございません。その「再生産の確保」という言葉によつてどう変わるかという御質問のようになりますが、私はその再生産の確保という意味が果して正確にどういうふうなものかむずかしい問題だらうと思うのであります。ですが、タバコと米というふうなものの差異及びタバコの現在の価格算定方式からしますと、米と同じような価格基準の表現をすることはねらおおかしいのじやないか、こういふ

○平林剛君　まあ「再生産を確保する」という言葉の意味がどういう意味かということについては、きょうはあまり私は指摘をしませんけれども、これは少くとも米、小麦等の価格算定のときには強調されている点であります。また一般的の耕作団体等におきましても、タバコの収納価格をきめるときには、生産費を中心にしてきめてもらいたいという要望が大へん強いのであります。ところがこの「耕作者が適正な対価を得る」という法律的用語になりまとと、この要望に対してこたえることができなくなる。政府は今まで農業バリティを中心にした算定方式を当分変えてたくないから、「再生産を確保する」という表現よりは、「耕作者が適正な対価を得る」という表現の方が適当ではないだろうか、こういうお考まで提出をされたようになりますが、この点は今まで各方面から議論をされておりまする要望等も十分しんしゃくしなければならぬと思います。その点で政府の考え方の方のあり方はよくわかりました。しかし、私がここでやはり指摘しておかなければならぬことは、この法律用語で終りますといふと、耕作者が年米希望しておきましたほんとうの意味の適正な対価を得ることができなくなるのではないか、こういう疑問を感じておるのであります。特に「耕作者が適正な対価を得る」という言葉は、一般農家と耕作者を比較して、耕作者をどう解釈にかなり違ひが出て参りますし、くだけて申し上げるというと、從来きめてきたような収納価格は、耕作者に

言葉にすりかわることも考えられますが、政府としても従来の収納価格の算定の方式を変える気持がないのだと、それを持続する考え方がある「適正な対価を得る」という表現になつて参ります。そうなりますと、この法律に关心を持つておられる人たちにとっては、なかなかやりにくいことになりますし、もつといろいろな角度から検討しなければならぬ要素があると思うのです。特に昨年来私ども議論をして参りましたときにも、現在のタバコの値段については安過ぎるのではないかと、こういう指摘に対し、政府からお答えがあったのは、耕作者は夏のひまなときに、農閑期に仕事ができるから、あるいは葉タバコを耕作する場合には子供も年寄りも動員できて、いわゆる零細な労力も提供できるから、また現在タバコの耕作を希望している人がたくさんいるんだから、だからこの程度でよいのではないかという趣旨の考え方を示されたこともあります。そしてその言葉が、「耕作者が適正な対価を得ることができるように定めなければならない」という法律用語であるとすれば、なかなか問題が面倒になると私どもは見ておるわけあります。こういう意味があつて、私も二つの法律用語については十分検討しないやならぬと思いますが、そこで「耕作者が適正な対価を得ることができるようにならぬ」と思いますが、そこでは「耕作者が適正な対価を得ることができる」という要素を加味していくのか、今までと同じなのか。それとも何か「耕作者

○政府委員(村上喜太郎君)　この第五条三項に書きました価格基準の解釈でござりますが、適正な対価を得るためにほどいろいろな要素を考えたらいいかというものがその前段に書いてあるわけでございまして、生産費、これも一つのしんしゃくする要素になる、あるいは他の工業製品との価格の均衡といふことも一つの要素になる。それから、さらに他の耕作物の価格の変動といふものとの均衡もまた一つの要素になるというふうに、適正な対価を得るためににはしんしゃくすべき生産費とか物価とかその他の経済情報を十分に考えろ、こういうふうな意味に解すべきだろうと思うのでござります。それでは現在の価格が必ず適正対価だというふうな意味になるかというお話しでござりますけれども、この点につきましては、この席上でも何度か御説明申し上げたことがあると思うのであります

が、数年前政府が朝野の学識経験者を集めまして諮問をいたしました農作物価格対策協議会の結論といいたしまして、現在の政府の購入する農作物価格については、農業パリティといふものを中心と考える。それぞれの農作物ごとに行政目的のニューアンスの差はあります。そこでタバコにつきましても、そした農業パリティを中心と考えると、いうラインは、これは政府の関係機関としまして公社が葉タバコを収納しま

どもの見解と、今後各党各派で検討いたしまして、結論を出すことにしていただきたいと思います。

この際資料の要求をしておきましたが、米と麦とタバコの生産費の比較表、それから同じく労賃の面においてどんなふうに違ってくるかという比較表を資料として提出をしてもらいたいと思います。

第二にお尋ねをしたいのは、同じく第五条の第四項ですね、「公社が第二

頂の価格を定めようとするときは、公社の総裁は、あらかじめたばこ耕作審議会にはかり、その意見を聞かなければなりません。」ということであります。提案理由を読みますと、『日本たばこ産業公社の総裁の諮問機関として新たにたばこ耕作審議会を設ける』と説明が加えられてありますから、おそらくこのところを指すものだと思ひます。そうだとすると、この「意見を聞かなければなりません。」といふこと

審議会の性格を諸問機関としてしま
う。少くともそう規定をされていく
に法律上なると思うのであります。
私どもとしては、従来のたばこ収納部
門はならない」ということは、この
ければならない」ということは、この

格審議会といふものが単なる諮問機関にすぎなかつたから、これではいけないと、これを一步進めて、もう少し生業者団体の意向といふものを持めるような機関にしなかつたなれば、今日まで

の専光事業をより改善をすること、が由難ではないか、こういうことから問題点が起きておるわけであります。私ども社会党としても、そのため双方同様による折衝方式を提案をいたしま

機関であることには同じであるけれども、その審議会の意見というものを充分に尊重するように表現するのにはどうしたらいいかということで、いろいろ研究してみたわけでございます。(笑) 来この政府の関与します農作物価格について、いろいろな審議会がございました。米価審議会とか、あるいは繭糸供給安定審議会とか、肥料審議会とか、いろいろであります。それが、それにつきまして從前さいますが、

とつております表現は、米仙審議会
蘭系価格安定審議会につきましては、「
諸間に応し」と書いてござります。
これはこの今度の提案いたしましたた
案の二十六条の六にある表現と同じ
であります。が、この表現によりますと
うと、必ずしも諮問をしなくていい
のでありますて、諮問があれば審議
が意見を答申するという格好でありま
す。飼料需給安定審議会や肥料審議会

は、政府はこの審議会にはかりに見聞いて」というふうに書いてござります。これらの先例からわれわれが検討いたしました結果、「その意見を

聞かなければならぬ」と書くのか。
一番御要求になつておられます意見を
尊重しといふ氣持も強く出し、法文等
にもすなおじやなかろいかといふこと
から、こういうふうな表現にいたしま
わけでございます。

○説明員(石田吉男君) 三十一年産まで
葉タバコの収納価格をきめます際は
現在あります収納価格審議会でからなり
いろいろ御意見がございました。それで
際は収納価格自体ははじりませんで

たけれども、結局において、ともはさき奨励金というものを出すことに話がまとまりました。

それから三十二年産の葉タバコの収納価格をきめます際にも、耕作者の代表の方々からいろいろ御意見を伺いました。結果においては黄色種について一ヶ等、バー一等について一ヶ等、こういふように原案を修正しております。そういうことでございまして、御意見がありまして、その御意見がいつも大いにござります。

○委員長(河野謙三君) 先ほど平林委員から要求がありました資料は出せますか。いつまでに出せますか。平林さんの資料の要求は、日時の限定はないのですけれども、おそらく農林省から取り扱うのじゃないかと思いますがね、あります。この委員会に間に合いますか。

○説明員(西山祥二君) 大体用意いたしてありますので、早急に提出いたしま

○委員長(河野謙三君) あすに間に合
いますか。

○説明員(西山祥二君) 明日といふこと
はどうかと思ひますが、今週中ぐら
い御猶予いただきたいと思ひます。

○平林剛君 きょうは論争するための質疑でないから、副総裁のお答えにも監理官の答弁にもそれ以上は突っ込まないけれども、今日までの収納債務審議会の答申案を重要な点については

尊重されておらない。少くとも私の持つておる資料ではそういう結論がなされる。政府にとって都合のいい点は——都合がいいというか、ある程度譲り得る点については実現をしたもの

がまも全くないとは言いませんけれども、重要な点については、ただ御意見を聞くという程度になつておる。そこが問題

題で、今度のよくな法律案改正になつてきおるわけあります。もちろん米の価格を検討する審議会等は、これあるから、それだけに社会的にも政治的にも注目をされ、政府の方もこの結論に対しあまりあいまいな結論で過すといふわけにもいかないけれども、タバコのような特殊な問題についてはやはり隠に隠れてしままして、権力の強い人の意見が通るという場合が多いわけであります。その点で他の諮問機関と同じであつては、やはり生産者団体の意向とというもののが絶えずつぶされていくといふそれがあると思うのです。

それから、これは私どもしばしば指摘する点であります。今まで政府の機関として設けられるすべての諮問機関は、大体においてその意見を聞きっぱなしであつて、そうしてそこに出席をされる政府の役人の人が文章的表現においても、その他の運営においても、リードされていくような傾向が指摘されておるわけであります。こういうことが積み重なつて参りますと、うと、諸問機関というのは民主的にきめたといふべールをかぶせるだけにすぎないといふ批判が生まれてきたり、あるいは国民から法律に対する信頼性といふものも失なわれてくるといふことになるわけであります。だから私どもとしては、先般法律案を改正する提案をしたときには、法律に対する信頼性ということをまず考えまして、十分同意見が一致しないときには第三者の調査を仰いで、その公正な結論を得て、数の委員によつて議論を尽し、それでなおそれでも解決しないときには、初

とによりまして、十分譲を尽した形をとることが、すべての法律に適応することがありますけれども、國民の信頼がことになりますけれども、國民の信頼がありますから、結論を出される。こういふことをよりまして、十分譲を尽した形をとることが、すべての法律に適応するといふことが、ありますけれども、國民の信頼があります。このことになるのではないか。そうではないといふことは、ああ法律はできてるけれども、言つたって言つぱなしになつてしまふといふことになつて、専売事業にとつても、その運営自体が一向民主的にもならなければ、合理的に成らぬならない、こういふおそれがあると思うのです。政務次官にも一言申しやべつてもらいたいのですが、このようない程度の法律ですと、やはり今日の歴史的過程から見て、結局代表を送つてみたところで意見を聞くだけのものだ、そして耕作者にとつてはこれはもう大したものじゃない。法律そのものに対しても信頼を失っていくようななつたりはしないか、この心配についてはどうお考えになつておるか。

そういうのを扱つて参りました感じはちよつと感じが違うのであります。正直の感じ、私はそういうふうに受け取つたのであります。ですから食糧関係等におきましては、収買関係といふのは非常にうるさく、事こまかにいろいろのことを勘案をしまして、決定をされるような制度になる。そういう運びをしなければならぬ筋合いになつてゐるわけであります。そういう点につきまして、体系上といいますか、いろいろの面から、どうもタバコにつきましては、まだそういう点が不十分じやなかろうか。昔はともかくといつしまして、今とにかく同じ耕作者であります以上は、多少食糧とタバコといふような一つの要請の違う点があります。それでも、一応耕作をさせる以上は、やはりその取納等につきましても、相当制度化をしました組織のもとにやっていくよななことがしかるべきじやなかろうかといふような感じを持つておつたのであります。幸いにも去年の夏の間に、参議院におきましては、皆様方いろいろ御検討を願いまして、相當練られました案が出ましたので、政府としてもさうな少くもタバコにつきましては、できるだけやはり収買等におきまして制度化されました。しかも皆様の納得いくような価格で収買をされていく。政府提案を了承して参つた次第であります。

○平林剛君 政務次官、きよはから
だが悪いようだから、私の尋ねたこと
の趣旨にはなっていませんけれども、
耕作審議会の性格については、別途ま
た相談をして、議事の進行をはかるつ
もりであります。この辺で質問はや
めておきます。

もう一つ、第三に聞きたい点は、たば
こ耕作審議会なるものの委員の数につ
いてであります。政府の提案により
ますと、これは委員は九人以内で組織
することになつております。耕作者を
代表する者の数については、私どもは
半數程度で検討することになつております
まして、政府の説明ではその意向を受
けておらないように聞きました。しか
しこれはまた別に議論をするといたし
まして、私の聞きたいことは、委員総
数を九名以内でいいのかどうかといいう
点であります。なぜかというと、タバ
コの耕作地は東北から九州、多岐にわ
たつておりまして、またタバコの種類
も幾つかに分れておる。そういう意味
では、かりに九名の半數程度であります
しても四人ないし五人ということにな
りまして、耕作者の団体がこの委員を選
ぶ場合におきましても、それぞれの產
地のエキスパートを選びたいというう
は人情であろうと思ふのです。この場
合に数が限定をされて参りますと、結
局それぞれの経験者といいますか、學
識を持つ者が委員からはずれるという
ようなことになりはしないか、そこで
この数をもう少し減らしたらどうか。そ
うでないと、耕作者を代表する
者の選び方にいて無理が出てくるの
ではないだらうか。こういう疑問を持
つのであります。從来のたばこ収納佈
告審議会は何人でおやりになつていた

○政府委員(村上孝太郎君) ます、從來公債の請問機関でございました収納価格審議会の構成人員は十名でござります。これは地域別に代表者を選んだわけでございます。ただいまのこの九人という人數が少いではないかといふお話をございますが、これはいろいろな見方によりまして、できるだけ地方的な利害と、いろいろのをはつきり表わすためには、タバコの種類ごとに各地域別の代表者を必要とするということになりますから申しますと、まあ価格の決定というような問題になりますと、これは同じ新作者の中にもいろいろな意見の方を得られますれば、公論の差があるところでございまして、公平にタバコの耕作關係の全体の利益といふものをよく考えていただけた、これが同じ耕作者の中にもいろいろなところへ行き得るという可能性もあるわけでございます。まあ九人といふ数字をなぜとつたかということは、これは私としましても、九人が算術の方式から絶対にこれがいいのだということは、ちょっと主張申し上げるわけにいかないのあります。が、耕作者の方々についてもつと多くしろというふうな御意見もあるでありますようけれども、他面学識経験者といふようなものをお選びます場合に、これもわれわれが、タバコのことについて関心を持つていただいて、しかもなお他の国民經濟全体のこととか、あるいは財政制度とかいうふうなことについてよくわ

かつていただけるよな方を選ぶといたしますと、なかなかこれは数に限定もござりますので、そらのことを考えまして、全体を九人程度にすれば、われわれが希望いたしますよなりつぱな方々を選べるのではなからうかといふことで、実はそらしたわけでござります。

○平林剛君 政府の御意見として聞いておきますけれども、今の總數の問題について、あなた従来のたばこ収納法審議会は十人だと、こうお話があつたけれども、この法律案と同じにすれば結局二十名ということになつて、十名の数は耕作者を代表する者だけといふ意味でしよう。それを今度は四人ないし五人、あるいは政府の見解によれば三人とということになつて参りまして、あまり縮小し過ぎるのではないのか。従来でもタバコの植段を諮詢をする場合には、大体十人程度の意見を開いてそれを参考にしてきめられた。今回は今後の話の成り行きによつて異なつて参りますけれども、提出した法律案によれば、三人もしくは四人、あるいは五人ということになりまして、かなり縮小される。全般の議論ができる人を選ぶと、こういうお話を中止されども、私の見方からすれば、十分な問題があるのでないか。そこでもう一つお尋ねをしておきまではいかないかということにも相なるわけであります。そらなると、なかなかかかれていたのですけれども、適当な人ではないかとの数についての私どもの見解を申し上げておいたわけであります。

そこでもう一つお尋ねをしておきますが、その耕作者の代表を選ぶ場合法律案には何も書いてありませんけれども、

ども、耕作者の団体が推薦する者を總裁が委嘱するのか、耕作者の団体の意向は全く無視して、總裁が勝手にこれが適当であるといって委嘱してしまうのか、どういふにお考へになつておるのかといふことが一つ、もう一つは、学識経験者の選び方についてはどうするのか、大体どういう範囲の人たちを遠慮考え方でこの法律案を考えたか、この点を明らかにしておいてもらいたいと思います。

○平林剛君 この法律案の審議の歴史からみまして、耕作者を代表する者の選び方については、おのずから方向は耕作者団体の推薦する者となるべく継続が委嘱するという建前にすべきだと私は思うのでありますけれども、この法律案の第二十六条の六の六項に、「前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。」と書いてありますが、この政令の内容に申し上げたような点を含めるつもりなのですが、あるいはまたこの「必要な事項は、政令で定める。」ところ書いてあります、が、大体どんなことなのか、何かもうすでに政令の腹案があればそれを一つ示してもらいたいと思うのであります。

りますと、何ら耕作者の責任でないにかかわらず、耕作を希望する者が許可を受けないということになります。そして從来からのいろいろ投資をしてきた乾燥場であるとか、あるいは堆肥舎であるとか、いろいろなものも政府の方針によつては全部むだになつてしまふといふおそれもある。そういう意味では、政府の方針が変わつたから、いきなりそれが責めのない耕作者にしわ寄せされるというふうなことはきわめて不当である。そこで基本的人権といいますか、あるいは居住権といいますか、大家さんに対するたな子のような法律的権限に類するようなものを何か守えるのが至当ではないかということから、耕作権を考えたわけであります。これを私ども初めの法律案に含めておいたのであります。が、諸般の事情から考えて、この耕作権については大体政府の提出をした許可基準等についてなお検討して、差しつかえなければその線に沿おうかとも考へておるわけでありますけれども、問題は私どもの指摘した点が解決されることが前提であります。そこでこの許可の基準は他の耕作権に対応するものとして、政府はこの法律条項を提案をしてきたものと解釈をいたしますが、どう理解してよろしくうござりますか。

いく方針であるといふに理解ができます。二を新しく挿入いたしまして、その第一号に「申請者のたばこ耕作の経験の有無」をあげましたことは、私がこの前補足説明で申し上げましたように、耕作面積の範囲内においてこのたばこ耕作の経験の有無というものを最も重視して、これによって、いわばたばこ耕作経営の安定というものを見かねうとする趣旨でございますから、従つてまあその意味においては、実質的に社会党の御提案になりました永年耕作権というものに対するいわば身がわり的なものであるということはその通りであります。

それから第二番目の質問、私よつとその正確な意味がわからなかつたのであります。が、この五つの基準の中で最初に並んでいるということは、これを非常に重視する意味であらうといふうな御質問と解したのであります。が、そういう意味でありますれば、まさにその通りでございまして、私の趣旨もそこにあつたのでござります。

○平林剛君 なお質疑がありますけれども、大体問題点を指摘をいたしまして、今後なお政府の法律案提出の基本的な考え方については、先般大蔵大臣の説明のような趣旨で今後検討していくつもりでありますから、きょうのところは私の質疑は一応この辺で終りまして、あと引き続き行うことについては留保しておきたいと思います。

○杉山昌作君 ただいまの平林委員との政府側との応答で大体われわれが政府の意図、聞きたいと思っておるところがわかったのですが、あるいは質問応答でちょっととかえて疑問が出た点等がありますので、一、二念のためにお伺いをしておきますが、第五条の第三項の、「耕作者が適正な対価」云々といふ用語と、それから再生産を確保するということとの問題について、平林委員との最後の応答を聞いておりますと、何か現在政府が提案しておるよな字句を使うと、タバコの耕作者が従来要望しておるような生産費を基準にするという方式には変更できないのだと、あるいは変更しないためにこういふうに文字を使っておるかのように聞き取れたのですが、あるいは私の聞き間違いかもしれませんが、私はこう書いておいても、耕作者が適正な対価を得るということのためには、生産費及び物価その他の経済事情を参考する場合に、生産費に重点を置けば今のようになるし、あるいは物価の騰落ということが、これにスライドするということに重点を置けば、いわゆるパリティ方式ということになるだらうしするので、この書き方は生産費基準の方式に変えることを妨げるものではないと、まあこれをやるかやらないかは政府の方のまた別途の考え方ですが、ただ法文上そういうことはできないということになります。

いろいろな調整要素を加味するといふと、現在の価格算定方式といふもの、これを現在の政府としては、他の農作物との均衡もございまして、葉タバコについても現在その算定方式を採用し、かつ今後当分——いろいろな事情の変更がありあれば別でございますけれども、そういう方針でいきたいと言ひました。が、それからこの法文の論理的な解釈として、一体生産費を十分にしんしやくするということができるかできないかと、いう問題とは別でございまして、生産費をしんしやくしといふように書いてござりますので、そのしんしやくの度合いについては、おのずから弾力性があると私は了解しております。

○杉山昌作君 それから同じく第四項ですがね、この議を経なければならぬといふことに書くと、何かこれが議決機関にでもなるのかというよりは、これはむしろ平林委員の方のお言葉にそなつて書いたので、しかしこれは委員同士のことですから、あとでわれわれ相談いたしますが、政府の方は議を経なければならぬと書いてあること、議決機関になるということじやないで、たゞ諮問機関の用語として、意見を聞かなければならぬという従来の例が多いからそうするので、かりにこれを議を経なければならぬと書きかえて、委員会の性質はやはり諮問機関としての性質にはそのまま變りはないのだと、ただ用例としてはどうかと思うという程度のもので、むしろ私から言うと、用例としては同じ諮問機関であっても、意見を聞かなければならぬといふよりも、議を経なければならぬといふと、いかにもその議を

○ 杉山昌作君 従来の価格の審議会いつても、一番大きなものは米価の審議会等がありますが、これは大体米は米の買い手であります、しかし實際問題といつたら、ただ取次をするだけで、経済的には損益と関係のないうな立場にたつておる。買い値が高れば売り値を高くする。ただ自分は、要経費を加えるだけで、消費者価格をきめるというよな格好で、政府等は、法律的な売買の当事者にはなるけれども、經濟的にはそこで利害関係がないのです。そういうところは、消費者代表、生産者代表、それに公益代表、いろいろな三者構成が非常にびつたります。従つて消費者代表と第三者を合せればそれが二になるし、生産者は一になるというよな数字は非常に合がいいのじやないかと思ひます。ころがタバコの場合はそれと全く事情が異つておりますし、原案を出す専業公社は単なる取次人じやない。自分が眞の買手なんです。それで葉タバコが買って、それを製造の原料に供して、そりとして製品をこしらえて売るのです。今日まで葉タバコの価格が騰落いたしましても、それによつて製品の価格は騰落してない。また原料葉タバコの価格は据え置きてあつても、製品の価格の上げ下げは従来もやつてきてゐる。従つてこの場合においては消費者

はすなわち専売公社なんです。単純に米のよう取り次をしてるだけの問題ではない。そうしますと、この委員会へ出るのは買手であるところの公社、それから売手であるところの耕作者と、第三者と、こういふうに三つになってくるわけです。そうすると、買手である公社の人数は書いてありますせんが、一つの当事者だから、あとに残つたものは売手と第三者これがそれぞれ半々でいいじゃないかというふうなことに考えるのですが、いかがですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 非常に巧妙なる算術の数式で、私も感心いたしましたのでござりますが、食糧管理特別会計でも、必ずしも買つたものはそのまま売れないから赤字問題というのが非常に大きな問題になりますので、その点全然タバコの方は違うのだといふお説も私にはよくわかりませんけれども、この構成員の割合の問題は、この前、大蔵大臣もこの席における答弁で、最も妥当な結論を得るために、どうしたらいいかということをよく御審議願いたいということを言っておられるようありますので、私もいろいろ今後検討いたしまして、一体どういう算術の数式が一番よろしいか、研究をいたしたいと思っております。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑はありませんか。他に御質疑もなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

次回は、明二十八日午後一時より開会するとして、本日はこれにて散会いたします。

取得した者がその前年又は前年に
において当該贈与者から贈与に因
り各年十万円をこえる価額の財産
を取得したことがある場合において
は、その者に係る贈与税は、前
条の規定にかかわらず、その年に
おいて贈与に因り取得したすべて
の財産の価額の合計額につき前二
条の規定により算出した金額と第
一号に掲げる金額から第二号に掲
げる金額を控除した金額（当該贈
与者が二人以上ある場合には、こ
れらの者につきそれぞれ第一号に
掲げる金額から第二号に掲げる金
額を控除した金額の合計額）との
合計額により、課する。

の税額(利子税額、過少申告
加算税額、無申告加算税額、
重加算税額及び延滞加算税額
に相当する税額を除く。)に乗
じて算出した金額の合計額
は、その年において当該贈与者
から贈与に因り取得した財産
の価額が同年において贈与に
因り取得したすべての財産の
価額の合計額のうちに占める
割合を当該合計額につき前二
条の規定を適用して算出した
金額に乘じて算出した金額

五五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「(包括)受遺者を含む。以下第五項、第三十三条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十二条第一項から第三項までにおいて同じ。」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれら的事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

「一条の七までの規定を適用した場合において、贈与税額があることとなるとき。」に改め、同項第二号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」とし、同条第五項中「第六項」を削り、「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第二項」に、「(この申告書を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後ににおいて第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、また同様とする。(こ

れ、又は遺贈の放棄があつたことを「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又は」を削除する。

五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「(包括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十二条第三項、第三十三条第四項及び第五十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者がこれらのこと由に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

において、贈与税額があることとなるとき。」に改め、同項第二号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十二条第二項各号列記以外の二項」に、「(この申告書を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後ににおいて第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、また同様とする。(これらの中告書)」に改める。

第三十二条第二項の下に「若しくは第六項」を加え、「第三十五条第一項若しくは第三項」を「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと」を、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受贈者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」を加え、同項第三号四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 遺贈に係る遺言書が発見さ

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に改める。

「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税を削り、同条第二項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。

第三十五条第二項に後段として次のように加える。

第三十条第一項後段の規定に該当する者が申告書を提出していない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「前段」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同号中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に

の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入することにより第三十五条第一項、第二項前段又は第三項の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽の他不正の行為により相続税を免かれた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除了した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

十六条第一項の規定による通知をした日とする。」を加え、同号ハ中「第一号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

つてなされたなかった場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括贈与の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合に「財産を基礎」と「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

に因り財産を取得した者に改める。
第六十五条第一項中「遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、
「遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「遺贈又は包
括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は
遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同
項第四項中「遺贈又は包括遺贈」を
「又は遺贈」に、「遺贈者又は包括遺
贈者」を「又は遺贈者」に改める。
附則第三項中「相続に因り」を「相
続又は遺贈に因り」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 「」の法律による改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、

この附則に特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日

以後に相続若しくは遺贈(贈与者)
の死亡により効力を生ずる贈与を
含む。又、文頭及び本則第六項に

（以下次項及び附則第六項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与

(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財

産に係る贈与税から適用し、同日前に相続（包括遺贈及び被相続人

からの相続人に對する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七

項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被

相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税につきは、(うち前項の利

この法律の施行後昭和三十五年
による。

十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用について

ついては、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに當

該財産を取得した者にあっては「当該相続の開始前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財産を取得した者は、「昭和三十三年

新法第十九条の三第一項の規定によれば、**一月一日から当該相続の開始の日まで**とする。

に該当する者が昭和三十二年十二月三十一日までに開始した相続により取得した財産につきこの法律

による改正前の相続税法(以下「旧法」という。)の規定による未成年者全般に受けた二二三ある者であ

者控除を受けていたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による空余を受けるこ

二項の規定に、控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受け

法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除

5 既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。
昭和三十四年分以後の贈与税から適用するものとし、同年分の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「当該各年に」とあるのは「同年」と、「それぞれ當該各年分」とあるのは「同年分」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

より財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書を提出する場合における申告書とみなす。この規定による申告書とみなす。

の場合は、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

8 前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したもののが当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新法第二十八条第一項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条」とあるのは、「新法第二十七条第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人」と、「旧法第二十七条」とあるのは「旧法第十八条规定による申告書とみなす。この規定による申告書とみなす。」とあるのは「贈与税額」と、「第

一節」とあるのは「第二節」とそれぞれ読み替えるものとする。

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるものと除く。)に因り」に改める。

第十条第四項中「又は被相続人からの遺贈に因り」を「被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因り」に、「贈与に因り」を「贈与(被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものと除く。)に因り」に改める。

10 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のよう改訂する。

第四条中「遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第六条第一項において同じ。)又は第六条第一項において同じ。」又は「贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。)」に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第八条及び第九条中「相続税額」とあるのは「贈与税額」と、「第

11 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税の特例等に關する法律(昭和二十一年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈を含む。」又は「遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)に、財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に因る」及び「(包括遺贈者を含む。)」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

12 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改訂する。

第三十条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

及び次条第一項において同じ。)」に改める。

紹介議員 堀 末治君
税制特別調査会の今回の答申書によると、能楽は他の音楽、オペラ、舞踊とともに税率引上げとなり、映画等一般興業と同じ取扱となつてゐるが、能楽は文化財保護法の無形文化財の指定を受けている雅楽、文楽(非課税)に比して一番不利な立場にあり、しかも後継者の養成、面装束の補充、修業道場(能舞台)の建設等の重大問題を控え、また能楽の本質上、他の芸能のように長期公演が不可能であり、かつ一般大衆の支援も容易に得られない状況におかれ、これららの困難を克服する上にも、ます演能会の入場税の免除を受けねば所期の目的を達することはできないこと等の事情鑑察の上、その入場税をさらに軽減せられるか、少くとも現状のままます設置かれたとの請願。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、被接収金屬の処理に関する請願(第七七三号)
一、税理士法の一部改正に関する請願(第八六七号)
一、公認会計士法等の一部改正に関する請願(第八六八号)

第十七三号 昭和三十三年二月十四日受理
被接収金屬の処理に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋室町三ノ二社團法人金銀運営会内運営会外矢板玄蕃外

第十七三号 昭和三十三年二月十四日受理
戦時中の被接収金屬の処理について
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区九段三

能楽の入場税に関する請願
請願者 東京都千代田区九段三

ノ六社團法人能楽協会

日受理 第八三一号 昭和三十三年二月十八

紹介議員 堀 末治君
税制特別調査会の今回の答申書によると、能楽は他の音楽、オペラ、舞踊とともに税率引上げとなり、映画等一般興業と同じ取扱となつてゐるが、能楽は文化財保護法の無形文化財の指定を受けている雅楽、文楽(非課税)に比して一番不利な立場にあり、しかも後継者の養成、面装束の補充、修業道場(能舞台)の建設等の重大問題を控え、また能楽の本質上、他の芸能のように長期公演が不可能であり、かつ一般大衆の支援も容易に得られない状況におかれ、これららの困難を克服する上にも、ます演能会の入場税の免除を受けねば所期の目的を達することはできないこと等の事情鑑察の上、その入場税をさらに軽減せられるか、少くとも現状のままます設置かれたとの請願。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、被接収金屬の処理に関する請

願(第七七三号)
一、税理士法の一部改正に関する請

願(第八六七号)
一、公認会計士法等の一部改正に関する請

願(第八六八号)

第十七三号 昭和三十三年二月十四日受

理
被接収金屬の処理に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋室町三ノ二社團法人金銀運営会内運営会外矢板玄蕃外

第十七三号 昭和三十三年二月十四日受

理
戦時中の被接収金屬の処理について
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

を改める。

紹介議員 青木 一男君
公認会計士法等の一部改正に関する請

願
請願者 東京都北多摩郡田園町一萬一還付が得られず接収金屬等の処理に関する法律案によつて國に歸属する場合には、社團法人金銀運営会においてはもとよりその還付を望むものであるが、

第三十一条第二項中「又は被相続人からの遺贈を」、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者から贈与でその死亡により効力を生ずるものに改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)に改める。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

認められていることはきわめて不公平な措置であるから、公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者を第二次試験合格者たる会計士補と同等若しくは同等以上の法定職業会計人として當業の自由が受けられるよう公認会計士法及びその他の関係法令等を改正せられたいとの請願。

第八六八号 昭和三十三年二月二十日受理

税理士法の一項改正に関する請願
講願者 群馬県前橋市堀川町一
九ノ二 清水三郎外六

紹介議員 青木 一男君

公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者は、公認会計士法により定められた会計に関する学識経験者中から受験して合格した者で、職業会計を目指としているのに、現行税理士法の税理士受験資格からこれを除外しているのは、はなはだ不公正であるから、税理士法第五条第一項の受験資格中に「公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者」を追加せられたい。また、税理士法第八条第一項第三号及び第四号に、会計士補及び会計士補となる資格を有する者、計理士の義務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、おのおの試験科目中いずれも会計学に属する科目の免除が認められているのであるから、同法第八条第一項の試験科目の一部の免除のなかに、「公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者については会計学に属する科目」を追加せられるとともに、以上二つの事項は、昭和三十三年度税理士試験に間に合うよう、税理士法の改正、実施を図られたいとの請願。

昭和三十三年二月一日印刷

昭和三十三年二月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局